

第 2 章 支部総会

(構成)

第 6 条 支部総会は、支部会員をもって構成する。

(支部総会の議決事項)

第 7 条 支部総会は、この規則に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 本会の理事会に提出する支部の事業計画案及び収支予算案
- (2) 支部理事及び支部監事の選任又は解任
- (3) その他支部の運営上重要な事項

(支部総会の開催)

第 8 条 支部総会は、支部定時総会として、毎事業年度開始前の 1 月から 2 月の間に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(支部総会の招集)

第 9 条 支部総会は、支部理事会の決議に基づき支部長が招集する。

2 支部総会を招集するには、支部長は、支部総会の日から 1 週間前までに、支部会員に対して、総会の日時及び場所、総会の目的である事項等を記載した通知を発しなければならない。

(議長)

第 10 条 支部総会の議長は、当該支部総会において支部会員の中から選出する。

(議決権及び議決権の代理行使)

第 11 条 支部総会における議決権は、支部会員 1 名につき 1 個とする。

2 支部会員は、他の支部会員を代理人として、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において次条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第 12 条 支部総会の決議は、総支部会員の議決権の過半数を有する支部会員が出席し、出席した当該支部会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 13 条 支部総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 支部総会が開催された日時及び場所
- (2) 支部会員及び支部役員の現在数
- (3) 支部総会に出席した支部会員の数、支部役員の数、表決委任者の数
- (4) 議長の氏名

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 支部総会の議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。
- 3 支部は、支部総会の議事録を本部に提出しなければならない。

第 3 章 支部役員

(支部役員の種類及び数)

第 14 条 この支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部理事 ただし、理事数は支部規則施行細則に定める。
 - (2) 支部監事 若干名
- 2 支部理事のうち1名を支部長とし、若干名を副支部長、1名を支部専務理事とする。ただし、必要に応じその他の役職を置くことができる。

(支部役員を選任)

- 第 15 条** 支部理事及び支部監事は、別に定める支部理事・支部監事選出に関する内規に基づき、支部総会の決議によって支部会員（法人の宅地建物取引業者である支部会員にあってはその代表者又は支部会員たる法人の役員。ただし、支部会員たる法人の役員は支部理事数の 20%以内（端数は四捨五入）とする。また、従たる事務所が支部会員の場合はその事務所の責任者。）の中から選任する。
- 2 支部長は、支部役員を選任した支部定時総会（以下、「改選期支部総会」という。）の終了後より、その支部総会が開かれた日の属する年度に関する第 24 条第 1 項第 3 号の議決に係る支部理事会（以下、「改選期決算支部理事会」という。）の開催日までの間に、別に定める支部長選出に関する内規により選出する。
- 3 副支部長、支部専務理事、その他の役職は、改選期支部総会の終了後より改選期決算支部理事会の開催日までの間に、支部理事予定者による会議の決議によって選定する。
- 4 支部監事は、本部の理事、支部理事、本部の委員、支部の委員を兼ねることができない。
- (支部役員を選任)**
- 第 16 条** 支部役員に欠員を生じたときは、前条の規定にかかわらず、支部理事会の決議により補欠の支部役員を選任することができる。但し、この場合次の支部総会に報告するものとする。

(支部理事の職務及び権限)

第 17 条 支部理事は、支部理事会を構成し、この規則で定めるところにより、職務を執行する。

2 支部長は、この規則で定めるところにより、この支部を代表し、その業務を執行する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の定めた順位により、その職務を代行する。

4 支部専務理事は、支部の業務を統轄する。

(支部監事の職務及び権限)

第 18 条 支部監事は、本部の監事を補佐し、支部理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 支部監事は、監査の結果を支部理事会及び本部の監事に報告しなければならない。

3 支部監事は、支部理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(支部役員任期)

第 19 条 支部理事又は支部監事は、支部総会における選任後に開かれる決算支部理事会終結時に就任し、選任後 2 年以内に終了する事業年度の決算支部理事会終結の時までを任期とする。

2 補欠として選任された支部理事又は支部監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 支部理事又は支部監事は、任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお支部理事又は支部監事としての権利義務を有する。

4 支部理事又は支部監事については、再任を妨げない。

5 支部長の任期は、改選期決算支部理事会終結の時までとする。

(本部の理事候補者の推薦)

第 20 条 この支部は、支部理事予定者のなかから、改選期支部総会の終了後より改選期決算支部理事会の開催日までの間に、支部理事予定者による会議の承認を得て、定款第 21 条及び同施行規則第 16 条の規定により本部に理事候補者を推薦する。

(支部顧問、支部相談役)

第 21 条 この支部に支部顧問及び支部相談役を置くことができる。

2 支部顧問及び支部相談役は、支部理事会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 支部顧問及び支部相談役は会議に出席し、意見をのべることができる。ただし決議に加わることはできない。

4 支部顧問及び支部相談役の任期は、これを委嘱した支部長の任期とする。

(支部役員の退任)

第 22 条 支部役員は、次の各号の一に該当した場合は退任する。

- (1) 支部の名誉を毀損し、その他支部役員としてふさわしくない行為があったため支部総会において解任の議決があったとき。
- (2) 任期を満了したとき。
- (3) 辞任の申出をし、支部理事会の承認を得たとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 支部会員の資格を喪失したとき。
- (6) 法人の宅地建物取引業者の代表者として選任された支部役員が当該法人の代表者としての地位を失ったとき。

第 4 章 支部理事会

(構成)

第 23 条 この支部に支部理事会を置く。

2 支部理事会は、すべての支部理事をもって構成する。

(支部理事会の議決事項)

第 24 条 支部理事会は、この規定に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 本会の総会及び支部総会において議決した事項の執行に関する事項
- (2) 本会の総会及び支部総会の議決により委任された事項
- (3) 本会の総会に提出する支部の事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書、財産目録
- (4) 支部の財産の管理に関する事項
- (5) 本部に推薦する理事候補者の選出
- (6) 副支部長、支部専務理事、その他の役職
- (7) 本部より付託された事項
- (8) 支部総会の日時及び場所、支部総会に付議する議案の審議決定に関する事項、その他支部総会の招集に必要な事項
- (9) 補欠の支部役員を選任
- (10) 支部規則、支部規則施行細則及び内規の改廃
- (11) その他支部の業務運営上必要な事項

2 前項第 5 号及び第 6 号について、役員改選期における選出にあつては、支部理事予定者による会議の議決事項とする。

(招集)

第 25 条 支部理事会は、支部長が招集する。

2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、副支部長が支部理事会を招集する。

(議長)

第 26 条 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長の指名した者を議長にすることができる。

2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、副支部長が支部理事会の議長となる。

(議事)

第 27 条 支部理事会の決議は、支部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 支部理事は、他の支部理事を代理人として、委任状その他の代理権を証明する書面を支部長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において前項の規定の適用については、支部理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 支部理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 支部理事会が開催された日時及び場所
- (2) 支部理事及び支部監事の現在数
- (3) 支部理事会に出席した支部理事及び支部監事の数
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 支部理事会の議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録には議長及び支部理事会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

3 支部は、支部理事会の議事録を本部に提出しなければならない。

第 5 章 委 員 会

(委員会)

第 29 条 第 4 条の事業を行うため次の委員会を置く。

- (1) 相談・法令遵守委員会
- (2) 情報・政策・業務支援委員会
- (3) 総務財務・広報委員会

2 委員会には委員長 1 名、副委員長若干名、委員若干名を置く。

3 前項に規定する委員長、副委員長は支部理事予定者のうちから、委員は

支部理事予定者又は支部会員のうちから支部長予定者が指名し、改選期支部総会の終了後より改選期決算支部理事会の開催日までの間に、支部理事予定者による会議の承認を得て選定する。

4 前項の規定にかかわらず、委員の指名については次の各号の基準全てを満たした場合、支部長予定者の判断により、支部会員の従業者を指名することができる。

- (1) 当該従業者の在籍する支部会員の推薦があること。
- (2) 当該従業者の在籍する支部会員の事務所勤続年数が5年以上あること。

5 委員会委員に欠員を生じたときは、第3項の規定にかかわらず、支部長は支部理事会の承認を得て補欠の委員会委員を選定することができる。

(委員会の業務分掌)

第30条 前条に定める各委員会の業務は次の通りとする。

(1) 相談・法令遵守委員会

- ① 不動産無料相談所の開設及び運営に関する事項
- ② 不動産無料相談員候補者の推薦に関する事項
- ③ 一般消費者等に対する宅地建物取引知識の普及啓発に関する研修会の開催に関する事項
- ④ 支部主催の宅地建物取引に関する専門的知識の教育研修に関する事項
- ⑤ 宅地建物取引業法その他関係法令の情報提供及び法令遵守指導に関する事項
- ⑥ 法令遵守指導員候補者の推薦に関する事項
- ⑦ 宅地建物取引業法その他関係法令違反の支部会員に対する注意及び指導に関する事項
- ⑧ 宅地建物取引業免許更新申請の手続き事務に関する事項
- ⑨ 本部主催の宅建業者法定研修会への協力に関する事項
- ⑩ 懲戒裁定対象者の調査に関する事項
- ⑪ 不動産取引に関して生じた支部会員間又は支部会員と第三者間の苦情及び紛争の調停に関する事項
- ⑫ その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(2) 情報・政策・業務支援委員会

- ① 指定流通機構への加入・利用促進、違反行為に係る支部内の紛争調整及び入退会に関する事項
- ② 本部が運営する一般消費者への不動産情報提供に係るサイトへの加入・物件登録の促進及び入退会に関する事項
- ③ 不動産の売買及び賃貸借の流通対策に関する事項
- ④ 不動産流通に関わる国及び地方公共団体との連携協力に関する事項

- ⑤不動産フェアの開催に関する事項
- ⑥支部会員及びその従業者の業務支援及び福利厚生に関する事項
- ⑦青年部、レディス部活動に関する事項
- ⑧宅地建物取引士資格試験事務への協力に関する事項
- ⑨宅地建物取引業の適正な運営等について政策を推進するための行政及び議会への意見提言及び意見交換に関する事項
- ⑩その他委員会の目的を達成するために必要な事項
- (3) 総務財務・広報委員会
 - ①環境対策、防犯対策その他の地域社会の健全な発展に協力する事業に関する事項
 - ②国及び地方公共団体並びに関係諸団体等と連携協力して実施する事業に関する事項
 - ③入会面接及び書類確認、退会、変更届受付及び書類確認に関する事項
 - ④支部会員情報の管理及び支部会員名簿の作成及び宅地建物取引業者情報の提供に関する事項
 - ⑤本部の役員候補者の推薦に関する事項
 - ⑥入会促進に関する事項
 - ⑦支部総会の運営に関する事項
 - ⑧各種表彰及び慶弔に関する事項
 - ⑨支部規則、施行細則その他内規の整備に関する事項
 - ⑩文書管理に関する事項
 - ⑪支部事務所の管理及び事務局の運営に関する事項
 - ⑫予算、決算及び会計処理に関する事項
 - ⑬金銭の出納及び経理帳簿の保管に関する事項
 - ⑭会費の徴収及び本部への送金に関する事項
 - ⑮宅地建物取引士法定講習会の受付及び宅地建物取引士関係情報提供に関する事項
 - ⑯支部ホームページの管理運営及び対外的広報活動に関する事項
 - ⑰その他、他の委員会に属さない事項

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の充当)

第 32 条 支部の経費は、入会金交付金、会費交付金、その他本部交付金、寄

付金、その他の収入により充当する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この支部の事業計画書案、収支予算書案については、支部理事会の審議を経て毎事業年度開始前の 1 月から 2 月の間に支部総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた事業計画書案、収支予算書案については、本会の理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 2 週間以内に、支部長が次の書類を作成し、支部監事の監査を受けた上で、支部理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、本会の定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第 35 条 この支部の資産は、支部理事会の定める方法に従って支部長が管理する。

(財産の処分)

第 36 条 支部の重要な財産の処分については、支部総会の協議を経て、本会の理事会の承認を得なければならない。

2 支部の運営上重要な事項については、支部総会の協議を経て、本会の理事会の承認を得なければならない。

(備付並びに保存帳簿及び書類)

第 37 条 支部事務局には次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 支部規則
- (2) 支部会員名簿
- (3) 支部資産台帳
- (4) 前年度及び現年度の支部の収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 前年度の支部の事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書、財産目録
- (6) 前年度の支部監査報告書（写）

- (7) 現年度の支部の事業計画書、収支予算書
 - (8) 前年度及び現年度の支部総会及び支部理事会その他会議の議事録
- 2 この支部の帳簿及び書類の保存期間に関する内規は支部理事会が別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

- 第 38 条** 支部の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に職員を若干名置く。
 - 3 事務局職員は、支部理事会の承認を得て支部長が任免する。
 - 4 事務局は、専務理事の統轄の下に事務を処理する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、支部理事会の決議により別に定める。

第 8 章 支 部 内 編 成

(ブロックの編成)

- 第 39 条** 支部の運営を円滑にするため、支部内をブロック別に編成する。
- 2 ブロックに関する内規は支部理事会が別に定める。

(地区の編成)

- 第 40 条** 支部の管轄区域が複数の行政区からなる場合には、行政区を最小単位とする地区を設置することができ、その中にブロックを設置する。
- 2 地区に関する内規は支部理事会が別に定める。

第 9 章 雑 則

(報告)

- 第 41 条** 支部長は、この規則に定めるもののほか次の各号の一に該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。
- (1) 支部会員の入会、退会及び変更の届け出
 - (2) 支部役員を選任及び退任
 - (3) 支部の事業計画及び収支予算
 - (4) 支部の事業報告及び貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書、財産目録
 - (5) 支部総会の開催日

(規則の改正)

- 第 42 条** 本会の理事会において支部規則（準則）が改正されたときは、支部理事会において、これに準じ支部規則を改正しなければならない。ただし、

この場合、直近の支部総会に報告するものとする。

(定款の準用及び内規)

第43条 この規則に定めのない事項については、定款及び定款施行規則、支部設置規程に準ずるものとし、また業務執行上必要な細部の事項については、支部理事会の議決を経て別に施行細則及び内規で定める。

附 則

- 1 平成23年3月18日全部改正
この規則は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日以前からの支部会員については、当該登記の日の前日に所属する支部に引き続き所属するものとする。
- 4 平成24年9月21日一部改正(第16条)同日施行
- 5 平成24年12月14日一部改正(第15条第2項~3項、第19条第1項、第19条第5項新設、第20条、第24条第1項第9号、第24条第1項第10号~11号新設、第29条第3項、第29条第4項新設、第37条第1項第4号~6号・8号、第37条第2項新設)同日施行
- 6 平成25年9月24日一部改正(第29条第4項新設し以下繰り下げる、第29条第5項)同日施行
- 7 平成26年12月18日一部改正(第30条第1項第5号^①)平成27年4月1日施行
- 8 平成28年12月16日一部改正(第15条第1項、第29条第1項、第30条第1項)平成30年4月1日施行

付 帯

但し、支部運営を考慮し、平成31年度までは改正前、改正後のいずれかの委員会の設置及び委員会の業務分掌規定を選択できるものとする。